

曾根の六齋市

西川町文化財調査審議会委員 加藤一彦 著

1. 起源と変遷

明誓寺（みょうせいじ）は、仏教を広めるため月六回の修養日を定めた。これを月六齋と
いって、この日は、毎月二と七の日であった。そしてこの日に露店市を出したことに始まる
が、永禄の頃【1558-1570】ではないかと推定される。【旧】西川町大字西汰上の土
屋家文書・天保13年（1842）の「御用留」の中に「(前略) 卷、曾根、吉田、漆山4
ヶ村之儀ハ市場并往来駅場之事故（後略）」とあるごとく、すでに市が開かれていた。

2. 場所（位置）

明誓寺大門を中心に六、七番町に露店市場が軒を並べ六齋市を盛り上げて来た。

臨時市は、盆市（8月12日）、善光寺祭（注1）（8月16日）、曾根祭（8月26、27日）、暮市（12月27日）であったが、近年は国、県道の使用規制上から臨時市は、朝日町、千隈町、七番町土堤の路端に開かれるようになった。

（注1）西川町大字善光寺部落（原文ママ）にあり、元治元年刊に「18阿弥陀如来の内、17善光寺如来 善光寺村 世話人 高橋氏」と紹介されている。

3. 市場圏（出店者、消費者）

戦前の出店者については不明であるが、おそらく近郷の露店商人たちが来て店を開いていたと思われる。近在の百姓たち（原文ママ）が、野菜などを持って出店するということはほとんどない。農産物の売買は非常に少ないが、一時的には季節の果物や淡水産のエビを売りに来る近郷の生産者がみられる。

定期的に出店する商人は、表のとおりである。（別表 参照）

4. 市場の管理権

戦前の市場に関する管理権は、誰であったかは不祥である。

戦後の最初の頃は、時の曾根町役場で管理がなされており、出店用の板などを貸与して振興に努めて来た。

国、県道の使用規制上から開設場所の移転問題が起きたが、適当な移転先の決定が見られ

ず役場当局は遂に市場の開設、運営管理を諦めざるを得ず、一切の権限を民間に委譲せざるを得なくなってしまった。その時以来、町当局の肝煎りもあり「西川町市場二七会」が任意団体として設立されて、現在の市場を管理運営している。

市の開設は、町の助役を委員長として、巻警察署、関係区長、出店者代表などの関係者を委員とする臨時市場管理委員会によって開市場されている。

盆・暮市・曾根祭・善光寺御開帳の時の露店出店者は六斎市の出店者とは別である。したがって出店料の徴収も町役場で行うことになり、すべて「二七会」とは無関係であり、出店者の顔触れも大部違う。

5. 出店者の権利と義務

定期的に出店するものは、「西川町市場二七会」の会員であり、会則によって管理運営がなされている。会費は、1ヶ月100円であるが別に出店料として、間口六尺（1.8m）－60円、間口九尺（2.7m）－70円、間口十二尺（3.6m）－100円を出店ごとに、二七会に納入する。

臨時に出店する者も出店料は、会費と同額である。「会」で徴収した出店料は、町内会に礼金として一部支払われている。その他には、毎回の集金人には、手数料として1日200円（昭和41年）が支給される。又、市場の清掃人夫賃の一部にも充当されたり、会の運営費にも使われているが、わずかな金額にしかならないようである。なお、出店する場所は「二七会」の斡旋によって、適当な所が割り当てられるのであるが、個人所有の地先（雁木）を借用するため家主に対する謝礼は、出店者各自が盆、暮などに適当に行っている。

永年にわたり同じ場所を借り受けているので、互いにじっこんな交際をするようになった者が多くなっている。

6. 市と生活

ほかの市場と大きく異なっているのは、市の開かれる時刻で、店開きは大体午後の1時前後であり、閉店は日没となる。そこで、「曾根夕（ユウ）市」ともいわれており、おしまいのころになると外灯や家主の門灯などを頼りに商売をするようなことがままある。

したがって、出店をする人達は、早昼飯を食べるか、または店の準備が終わってから昼

食をとるのである。そこで利用者の一部から開店時間を午前中にして、朝食後片付が終わって買物ができるようにして欲しいという要望が出され、商人達が一生懸命になって早く開店を試みたが、大多数のお客様は昼飯を食べてから出かけて来るために、この繰上げ時間は失敗に帰し、依然として昔のままで市がたてられている。

別表：二七会会員、市町村別・業種別一覧表（昭和50年10月現在）

市町村名	衣類	八百屋	荒物屋	魚屋	雑貨	洋品	種子	金物屋	下駄屋	菓子屋	計
巻町	3		1		1		1			1	7
西川町	2	1		1			1				5
白根市	2								1		3
分水町	3							1			4
燕市						2					2
新潟市								1			1
潟東村		1									1
黒埼町	1		1								2
計	11	2	2	1	1	2	2	2	1	1	25

資料「越後・佐渡の定期市」より

参考資料 西川町市場二七会会則

（目的）

第1条 本会の目的は人類愛に立脚し、商業道徳を尊び信用を重んじ、郷土の繁栄を図り、営業と風致を害し、二日、七日常置市場出店に当り通行上一般公衆の妨害を為さざるよう協力注意し、会員の融和、親睦を計り相互扶助の実を致し以ってその発展を期するにあり。

（名称並びに会員）

第2条 本会は、西川町市場二七会と言ふ。

第3条 本会の事務所は、会長宅におく。但し、総会の決議により他におくことができる。

第4条 本会は、西川町に住居し市場に営業し居る希望者をもって、組織す。但し、他町村の住居者にて希望者は、入会することができる。

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、会計1名、総務1名、幹事長1名、幹事若干名、監事2名

第6条 会長は、本会を代表し会務を総括し、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

役員会は、緊急議案を審議する。監事は、会計を監査し、会計は、責任をもって収支を処理する。

第7条 役員を選任は総会に於て選挙をもって之を定める。但し、選衡委員あげて選任することもできる。

第8条 役員任期は、2年とする。但し、再選を妨げない。尚、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会は、毎年1回定例総会を開催し、諸般の報告及び必要と認めたる事項を協議するものとする。但し、必要と認めたる時は、臨時総会を開くことができる。

総会の議決は、出席者の過半数以上の同意を要する。但し、可否同数なるときは、議長が之を決める。尚、委任状も含むものとする。

第10条 緊急議件が生じ総会開催のいとまなき時は、役員会をもって総会に代えることができる。議決事項は速やかに会員に文書をもって通告する。

第11条 本会の役員会は、目的を達するため毎月1回定期開催する。

第12条 役員会は、会長之を招集し議長となる。

第13条 会議は、役員過半数の出席を要す。(委任状を含むものとする。)

(維持費)

第14条 維持費は、組合費をもってあてる。但し、不足を生じた時は、実費徴収することができる。なお、あらたに入会するものは、金100円を納入する。

第15条 本会員にして、本会の運営を妨げる行為に出たる者は、役員会の決議により注意し、尚、改めざる時は、退会する様要請することができる。

(会員及家族弔慰)

第16条 会員本人の死亡したる時は、金1,000円を贈る。又、家族死亡したる時は、500円贈る。

不測の災害が生じ、それに罹災したる者には、見舞金を贈る。

尚、金額は罹災者1戸に対し、金20円づつ臨時徴収しそれに当てる。罹災者多きときは、予備金を会より繰出すことも出来る。

市町村組合より葬祭の通知を受けたときは、志をおくることができる。その金額は、役員会にて決定する。

(費用弁償)

第17条 出張費用弁償は、実費の外、500円を支給する。

(解散)

第18条 本会の解散するときは、全会員を精算人とする。但し、総会の決議により、選任することができる。

昭和41年7月22日

資料提供 西汰上 土屋家 西川町市場二七会
善光寺 高橋家

(昭和59年3月発行『西川町史考 その12』P.7-11)